

# Tax - Account

第84号  
平成25年11月19日

この「Tax-Account」では、専門的な用語を極力避けているため、法律の条文と比較すると、不正確な表現となっている部分があります。この情報を基に、施策を実行に移される際は、ご注意ください。ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 「NISA（ニーサ）」の注意点 (補足)

前号で、少額投資非課税制度(NISA)の注意点についてご案内しました。

前号の末尾で述べたとおり、開設できるNISA専用口座は一人についてひとつですが、報道によれば、複数の金融機関で口座開設を申請するケースが相次いでいるとのこと。

重複を解消しない場合、手続きが完了せず、制度を利用できないことがあります。

お心当たりのある方は、金融機関へお問い合わせください。

## 「Tax-Account」について

当事務所では、毎月1回、この「Tax-Account」を発行しております。

この「Tax-Account」のバックナンバーは、当事務所ホームページにて公開しております。

下記URLにてご覧いただけます。



発行:

株式会社Y & T 会計事務所  
田沢徳和税理士事務所

〒233-0013  
横浜市港南区丸山台2-1-5  
第2丸照ビル3階

TEL: 045-847-4810

FAX: 045-847-4811

E-mail: info@tax-account.jp

URL: <http://www.tax-account.jp>

## 印紙税関係の改正 ~平成25年度税制改正(その7)

お店などがお客さんに領収証を発行する際、収入印紙が貼ってある場合と貼っていない場合があります。

ご存じの方も多いと思いますが、収入印紙を貼る必要があるかどうかは、記載されている受取金額によって決まります。金額が3万円以上の場合には収入印紙を貼る必要があり、3万円未満の場合には非課税扱いとなっており、貼る必要がありません。

今年度の税制改正により、非課税範囲が拡大され、この「3万円」のラインが「5万円」に引き上げられることとなりました。平成26年4月1日以降に作成される領収証から適用されます。

平成26年4月1日と言えば、消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられる日です。

消費税率が上がると、今までと(税抜で)同じ価格の商品を販売した場合でも、受け取る金額が多くなります。「従来は3万円未満だったのに、これからは3万円以上になって、領収証に収入印紙を貼る必要がある」というケースが出てきます。

そこで、消費税率の引き上げを踏まえた負担の軽減措置として、「3万円」を「5万円」にするということです。

実は、領収証の受取金額については、  
① 「うち消費税〇〇円」のように、消費税額が区分して記載されている場合

② 税込価格と税抜価格の両方が記載されていることにより、(引き算で)消費税額が明らかとなる場合

には、非課税範囲か否かを税抜金額で判断してよいことになっているので、これらの場合に

## 年末調整書類を同封します。

今年も、年末調整の時期が近づいてまいりました。

年末調整事務を当事務所にご依頼いただける場合には、下記のとおりご準備いただきますようお願い申し上げます。

### 1 法人代表者・個人事業主の方にご用意いただく書類

・ 給与台帳のコピー

すでにいただいている月の分は不要です。また、当事務所へ給与計算事務をご依頼いただいている場合も不要です。

### 2 役員・従業員の方に、それぞれご用意いただく書類

は、消費税率引き上げの影響は受けません。

しかしながら、①も②も2つの金額を記載する必要があるため、手書きの領収証の場合、繁忙期など、対応が困難なケースがあることを想定して、軽減措置が設けられたものと思われます。(逆に言えば、この対応が可能であれば、お店にとっては、印紙税の節約が可能です。)



上記では、簡単に「領収証」と書きましたが、印紙税法には「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」と定められており、「領収証」や「領収書」のみならず、「受取書」や「レシート」、請求書や納品書などに「代済」、「相済」などと記入して、代金の受領を証明したのも、これに該当します。

また、上記では、単に「貼る」と書きましたが、実際には、収入印紙を貼ったうえで、その印紙を「消す」必要があります。

この「消す」方法も、きちんと定められており、領収証の用紙と収入印紙の印刷されている部分(白い枠の部分だけではダメ)とにかけて、押印または署名をしなければなりません。押印または署名ができるのは、領収証の作成者(個人の場合は事業主、法人の場合は代表者)またはその従業員とされています。

「消す」方法を守らないと、貼っていないのと同じこととなり、ペナルティ(「過剰税」といいます。)が課せられますので、ご注意ください。



### ・ 別添の「年末調整の申告について」に記載の書類

「年末調整の申告について」は、従業員さん向けの案内書類になっています。コピーのうえ、用紙とともにご配付いただき、取りまとめさせていただきますようお願いいたします。(用紙は必要と思われる枚数を同封しておりますが、万一不足する場合には、ご連絡ください。)

ご準備が整いましたら、お手数ですが、ご送付いただくか、お伺いした際にお渡しくださいようお願いいたします。

関係書類は、年末調整事務が必要なお客様のみと同封しております。